航空

小型機が離陸上昇中にエンジンルーム内で火災が発生し、 必要な推力を得られなくなり海上に不時着水した事例

火災が発生

内に入った

排気ガスと火災により

発生した煙がキャブレ

ターを通ってエンジン

エンジンの燃焼が阻害

され飛行に必要な推力

が得られなかった

概要:個人所属ソカタ式 TB10 型は、平成20年7月26日(土)、慣熟飛行のため、長崎空港B 滑走路32からの離陸上昇中に、機内に異臭が漂い白煙が侵入してきたため、直ちに長崎空港B 滑走路32へ着陸しようとしたが、17時23分ごろ長崎空港B 滑走路東側約200mの海上に不時着水した。同機には、機長ほか2名が搭乗していたが、操縦者Bが死亡し、操縦者Aが重傷、機長が軽傷を負った。同機は大破した。

事故の経過

操縦者 A が左前席、操縦者 B が右前席、機長が後方客席に着座

17時21分

操縦者 A の操縦で離陸

離陸後、右旋回を始めたころ、 機内にプラスチックが焦げたよ うなにおいと煙が入ってきた

操縦を操縦者Bと交替

17時22分00秒

操縦者 B は管制官に対し、引き返して着陸したい旨を通報

操縦席左側通気口から煙が一気 に入ってきた

機体は降下し始める

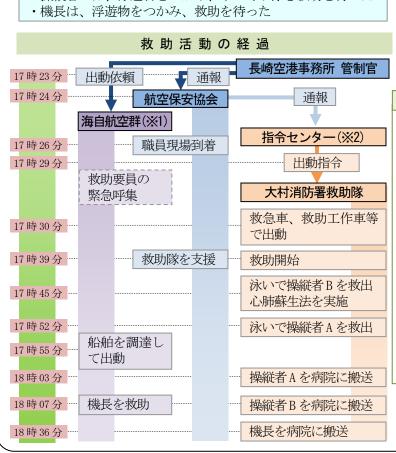
操縦者Bは不時着水を決断

17時23分

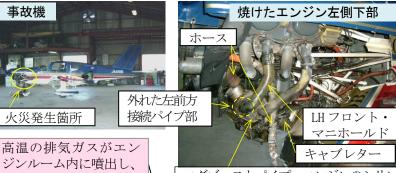
海上に着水し、水没

同機から脱出後

- ・操縦者Bは、泳いで護岸まで行こうとした
- ・操縦者 A は、浮遊物をつかみ、ゆっくり泳ぎ救助を待った



主 な 要 因 等



エグゾーストパイプ:エンジンのシリンダーから排気マニホールドを通じて、排気ガスを一カ所に集め機外に放出する

エンジンのLHフロント・マニホールドが左前方接続パイプとともに外れた



海上における救助活動について

「長崎空港及びその周辺等において民間機の航空事故及び行方不明等緊急事態が発生 した場合の緊急体制及び応急救助の分担区 分等の協定書」

長崎空港事務所、海自航空群、海上保安庁、 大村消防署等との間で締結されている

長崎空港事務所

協定書及び長崎空港消火救難業務運用要 領に基づき、連絡調整・支援活動を実施

海自航空群 大村消防署

協定書に定められた援助機関として、負傷 者の救助活動を実施

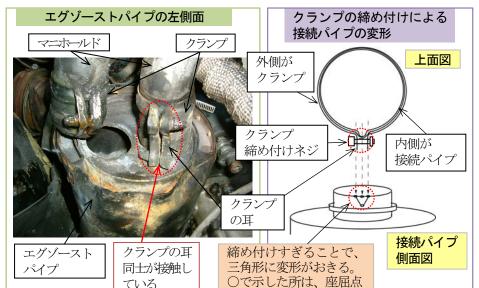
※1 海上自衛隊第22 航空群 ※2 県央消防本部通信司令センター

マニホールドが接続パイプとともに外れたことについて

本事故は、LHフロント・マニホールドが左前方接続パイプとともに外れたため、高温の排気ガスがエンジンルーム内に噴出し、エグゾーストパイプ左側付近のカウリング及びホースを焼いて火災になり、高温の排気ガスと火災により発生した煙がキャブレターを通ってエンジン内に入り、飛行に必要な推力を得られなくなり不時着水して大破したものと推定されます。

これらのことについて、本報告書では次のとおり分析しています。

接続パイプ損傷の過程



クランプの過度の締め付け

接続パイプに塑性変形おきる

微細なき裂等が生じる

エンジンの熱による膨張や 収縮及び振動が加わる

次第に大きなき裂に進展

排気ガスに含まれる酸化物 や大気の湿度・塩分による 腐食作用が影響し合う

接続パイプ端部に欠損発生

き裂が溶接面に達し、次第 に溶接面全体に及ぶ

左前方接続パイプがエグゾ ーストパイプから外れる

接続パイプを含む排気系統の整備について

- ・メンテナンスマニュアルの注意書きに はクランプの耳同士が接触してはなら ないと記載されていた
- ・エクゾーストパイプ側のすべてのクランプは耳同士が接触した状態
- ・エグゾーストパイプは、約9年間使用されていた
- ・この間に整備に関わった整備会社は3社
- ・毎年 100 時間点検、50 時間点検が実施され、部品取り 替え作業を含め当該部分は18 回点検された
- ・接続パイプの劣化は、一般的には徐々に進行し、き裂が 発生し破断にいたるまでは一定の期間がある

メンテナンスマニュアルの指示に従った クランプの締め付けはされていなかった 定期点検時に不具合を示す兆候を発見できた可能性もあったと考えられる

メンテナンスマニュアルは、同機の製造者が発行する英文で記載されたものであった

再発防止に向けて

当委員会は、同種事故の再発防止の観点から、以下のとおり所見を示しました。

所見

1. 本事故においては、航空機製造者のメンテナンスマニュアルに記載された英文の注意書きが守られずに、 クランプが過度に締め付けられたことにより、き裂が接続パイプに発生したものと推定され、また、当該き裂 を定期点検時に発見できた可能性も考えられる。

国土交通省航空局は、同型機の運航者に対し、エグゾーストパイプ接合部に不具合がないか点検を行うことを指示するとともに、小型機運航者に対し、部品の締め付け作業、不具合の有無の点検等の整備作業を、 航空機製造者のマニュアル、関連規定等にしたがって、確実に実施することを再徹底することが望ましい。

2. 国土交通省航空局は、空港近辺の海水面に航空機が不時着水した場合等における救難体制について再検証 を行うことが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成22年3月26日公表)

http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/download/pdf/AA10-3-1-JA4106.pdf

事故防止分析官の

航空機の整備作業においても、さまざまな要因により想定できないようなヒューマンエラーが発生する可能性は排除できません。

このため、整備作業を実施する前に行う作業手順の確認と、整備作業 の終了後に行う作業結果の点検が、適切にかつ確実に実施できる体制を 普段から確立しておくことが重要と考えられます。